

# 新型コロナウイルス感染症に伴う、世帯や個人の方への支援

| 対象  | 名称・内容   | 内容   | 問い合わせ先  |
|---|---|--|---|
| (1)令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けている方<br>(2)公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分児童扶養手当を受けていない方<br>(児童扶養手当支給制限限度額を下回る方に限る)<br>(3)平成15年4月2日以降に生まれた(一定の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日までの)児童を監護養育しているひとり親世帯等で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方   | <a href="#">子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)</a>         | 【給付】児童1人につき5万円を支給<br><br>対象(1)の方は、申請不要で支給済です。<br><br>(2)(3)の方は、申請が必要です。申請書を郵送で子ども総務課(〒194-8520 森野2-2-22)へ。   | 子ども総務課<br>電話:042-724-2143   |
| 1. 令和3年度の住民税均等割が非課税の方で以下の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方<br>(1)令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当(支給停止含む)受給者<br>(2)令和3年5月分から令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当(支給停止含む)の受給資格または額改定の認定を受けた方<br>(3)平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童を養育する方<br><br>2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、収入について令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同じ水準となっている方で上記(1)(2)(3)のいずれかに該当する方 | <a href="#">子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)</a> | 【給付】児童1人につき5万円を支給<br><br>対象1の(1)(2)の方は、申請不要。注記:ただし、公務員の方は、申請が必要です。<br><br>対象1の(3)及び対象2の(1)(2)(3)のいずれかに該当する方は、申請が必要です。注記:ひとり親世帯分と重複して受給することはできません。<br><br>申請書を郵送で子ども総務課(〒194-8520 森野2-2-22)へ。 | 子ども総務課<br>電話:042-724-2139   |
| 休業期間中、賃金を受けることができなかった方  | <a href="#">新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</a>         | 【給付】中小企業で働く従業員に対して日額最大1.1万円を支給   | 厚生労働省コールセンター<br>電話:0120-221-276<br>(平日午前8時30分から午後8時まで)<br>(土曜日・日曜日・祝日午前8時30分から午後5時15分まで)                                      |
| 休業による収入減で住居を失うおそれがある方   | <a href="#">住居確保給付金</a>                         | 【給付】原則3か月、最長9か月家賃相当額を支援  | ・コールセンター<br>電話:0120-23-5572<br>(毎日午前9時から午後9時まで)<br>・町田市生活支援課<br>電話:042-724-4013<br>ファックス:050-3101-1651<br>(平日午前8時30分から午後5時まで) |
| 社会福祉協議会が実施している「総合支援資金」の再貸付を終了した世帯、または再貸付が不承認となった世帯のうち、一定の要件を満たす世帯(生活保護受給中の世帯を除く)  | <a href="#">新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</a>          | 【給付】一定の要件を満たす世帯に最大30万円を支給  | ・厚生労働省コールセンター<br>電話:0120-46-8030(平日午前9時から午後5時まで)<br>・町田市自立支援金コールセンター<br>電話:03-6628-7266(平日午前8時30分から午後5時まで)                    |
| アルバイト収入減で学業継続が厳しい方  | <a href="#">学生支援緊急給付金</a>                       | 【給付】大学・短大・高専・専門学校学生等1人当たり20万円(住民税非課税世帯)10万円(上記以外)  | 各大学等の学生課等の窓口まで  |
| 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方   | <a href="#">緊急小口資金</a>                          | 【貸付】休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計維持が困難となっている世帯を対象に最大20万円を貸付  | ・コールセンター<br>電話:0120-46-1999<br>(毎日午前9時から午後9時まで)<br>・町田市社会福祉協議会<br>電話:042-722-4898<br>(平日午前9時から午後5時まで)                         |
| 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方   | <a href="#">総合支援資金</a>                          | 【貸付】収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月あたり、二人以上世帯は20万円以内、単身世帯は15万円以内を原則3か月以内で貸付  | ・コールセンター<br>電話:0120-46-1999<br>(毎日午前9時から午後9時まで)<br>・町田市社会福祉協議会<br>電話:042-722-4898<br>(平日午前9時から午後5時まで)                         |
| 収入減で税金が払えない方  | 猶予、減免   | 【猶予・減免】都税  | 【都税】八王子都税事務所<br>電話:042-644-1122   |

# 新型コロナウイルス感染症に伴う、世帯や個人の方への支援

| 対象                         | 名称・内容      | 内容  | 問い合わせ先   |
|----------------------------|------------|---|--|
| 収入減で税金が払えない方               | 猶予         | 【猶予】市税  | 【市税】町田市納税課<br>電話：042-724-2121<br>電話：042-724-2122<br>ファックス：050-3085-6237<br>(平日午前8時30分から午後5時まで) |
| 収入減で保険料が払えない方              | 猶予、減免      | 【猶予・減免】<br>国民年金保険料  | 町田市保険年金課<br>電話：042-724-2127<br>ファックス：050-3101-6078<br>(平日午前8時30分から午後5時まで)                      |
| 生活が苦しくて公共料金が払えない方          | 公共料金の支払い猶予 | 【猶予】<br>電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払いを猶予                      | 各事業者へお問い合わせ  |
| 介護保険の更新申請に必要な認定調査が困難な方     | 臨時的な取り扱い   | 前回の要介護度を継続  | 介護保険課 認定係<br>電話：042-724-4365<br>ファックス：050-3101-6664<br>(平日午前8時30分から午後5時まで)                     |
| 市営住宅使用料等の納付が困難な方           | 猶予         | 【猶予】使用料等の徴収猶予   | 住宅課<br>電話：042-724-4269<br>ファックス：050-3161-6109<br>(平日午前8時30分から午後5時まで)                           |
| 仕事を休む方(町田市国民健康保険に加入の被用者対象) | 傷病手当金      | 【給付】感染または感染疑いのある場合に、感染拡大を防止するため会社等を休みやすい環境を整備することを目的に傷病手当金を支給 | 保険年金課<br>電話：042-724-2130<br>ファックス：050-3101-5154<br>(平日午前8時30分から午後5時まで)                         |
| 水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方       | 猶予         | 【猶予】水道料金・下水道使用料のお支払いを猶予                                       | 水道局多摩お客さまセンター<br>電話：0570-091-101<br>ナビダイヤルをご利用できない場合 電話：042-548-5110                           |